

中野豊こども夢財団・奨学金募集要綱

(目的)

第1条 この要綱は、中野豊こども夢財団が実施する奨学金（以下「奨学金」という。）の募集及び給付について定める。

(対象者)

第2条 この奨学金の対象者の要件は次のとおりとする。

- (1) 生活保護を利用している世帯に属する中学生であること。ただし、福祉事務所長の発行する生活保護受給証明書を申請書に添付することで証明する。
 - (2) 学習意欲旺盛で、または文化、芸術、スポーツ等の技能に優れ、かつ健全な精神と高い志を持つ者であること。ただし別紙1の申請書の本人記述内容から財団において判断する。
- 2 京都府内に居住する者であること。

(選考)

第3条 一の年度の給付対象者は10人であり、第2条及び第6条の規定により提出された申請書により、財団事務局において第一次選考する。第一次選考通過者について保護者等同伴の本人面接を行い、最終的な選考を行う。

(給付額及び期間)

第4条 奨学金は月額2万円とし、中学1年生から中学3年生までの3年間について給付する。

- 2 一の年度の奨学金については、4月から9月までの6か月分（以下「前期」という。）について12万円を、近況報告の提出を受けてから10月から翌年3月までの6か月（以下「後期」という。）分について12万円をそれぞれ給付する。

(新規募集、申請、及び給付決定)

第5条 新規募集は3月から5月にかけて行う。その申請は別紙1の申請書を財団事務局に提出して行う。

- 2 応募者に係る選考は6月から7月に行い、7月には前期分の給付決定通知書を送付する。

(後期分の給付に係る近況報告書の提出)

第6条 後期分の給付にあたり、奨学金利用者は、給付された前期分奨学金の使途を明らかにする領収書を添付した別紙2の近況報告書を提出する。

- 2 近況報告書は前期分決定通知に同封して奨学金利用者に送付し、奨学金利用者は10月にこれを財団事務局に提出し、11月には近況報告書の内容を審査して後期分の奨学金を給付する。

(2年目、3年目の更新申請)

第7条 2年目、3年目の給付にあたっては、奨学金利用者は別紙3の更新申請書を提出する。更新申請書には給付された後期分奨学金の使途を明らかにする領収書を添付する。

(奨学金の使途)

第8条 奨学金は、学習塾の経費にあてるものとし、申請書、近況報告書又は更新申請書で使途を申告する。

(奨学金に係る届出義務)

第9条 奨学金利用者は奨学金を必要としなくなったときは直ちに届出なければならない。

- 2 前項の義務は給付決定通知書に記載する。
- 3 目的外の給付金の受領は、生活保護利用上の収入認定除外の扱いを受けられないことについても、前項の義務規定に合わせて記載する。